

川福総発第 1 号
平成26年4月 1日

各社会福祉法人等代表者 様

川口市福祉部長

社会福祉施設における寄附の取扱いについて（通知）

福祉行政の推進につきましては、日ごろ格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

社会福祉における社会福祉施設の果たす役割は非常に大きく、その重要性につきましては改めて申し上げるまでもありませんが、それだけに、社会福祉法人は、公共性・公益性が高く、その運営は公明かつ適正に行われるとともに、住民の信頼を得ることが不可欠となっています。

本市におきまして、寄附の取扱いについて、手続きの透明性を確保することにより、法人運営の適正化を図るため、別紙のとおり「社会福祉法人における寄附の取扱い」を定めました。つきましては、その内容を十分に御理解いただき、寄附の取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

担当：福祉総務課庶務係

電話：048-259-7929

E-Mail：083.01000@city.kawaguchi.lg.jp

FAX：048-255-3188